

首席指示第28号

令和4年6月29日

札幌拘置支所首席矯正処遇官

### 被収容者の運動実施要領について

標記について、下記のとおり、実施することとしたので、遺漏なきを期されたい。

なお、令和元年6月17日付け首席指示第30号「被収容者の運動及び入浴の実施について」は廃止する。

### 記

#### 1 対象者

経理係受刑者を除く被収容者

#### 2 実施場所

##### (1) 屋外運動

■■■■■■■■■■ 単独運動場及び共同運動場

##### (2) 屋内運動

各収容居室内

#### 3 運動種目

##### (1) 屋外運動

ア 歩行

イ ランニング

ウ 手首、足及び首等のストレッチ

エ 軽体操

オ 腕立て伏せ、スクワット及び腹筋運動

##### (2) 屋内運動

ア 手首、足及び首等のストレッチ

イ 軽体操

ウ 腕立て伏せ、スクワット及び腹筋運動

#### 4 実施順転

別途定める「運動・入浴予定表」のとおりとし、事情により屋外運動が実施できない場合においても、順転の変更はしない。

#### 5 連行経路

運動場への連行経路は、原則として、エレベーターホールに設置された中央階段を使用して連行するが、車椅子を使用している等身体的な理由から、階段での連行が難しい被収容者については、エレベーターを使用して連行する。

なお、階段の歩行については、本年5月26日付け支所長指示第17号「被収容者の連行要領について」を遵守すること。

#### 6 屋外運動実施の可否

屋外運動場における運動実施の可否判断は、当職又は統括矯正処遇官（第一担当）が、天候等及び各運動場の状況等を勘案した上で決定する。

なお、運動開始後、天候等の変化により、屋外運動を中止した場合については、室内体操が放送されている時間帯において、居室内での運動を認める。

#### 7 希望の聴取

各階担当職員又は副担当職員は、屋外運動実施当日の朝に受け持ち対象者に対し、屋外運動の希望の有無を確認し、その結果を警備係又は運動入浴係に連絡すること。

警備係又は運動入浴係は、屋外運動実施前までに、運動立会職員及び各居室担当職員に実施予定人員等を適宜連絡すること。

#### 8 集団運動

以下のとおりとするが、当分の間、受刑者を除いては、集団運動を停止するので、実施する場合は事前に当職に報告すること。

##### (1) 対象者

死刑確定者、経理係受刑者、接見禁止決定中の者、閉居罰執行中の者、隔離中の者その他感染症防止の観点から隔離又は単独処遇としている者を除く被収容者（労役場留置者及び被監置者を含む。）のうち、原則として、共同室において処遇可能な被収容者とし、単独室に收容されている者でも集団で運動させることに処遇上支障がないと判断された者

(2) 実施場所

共同運動場

(3) 実施方法

屋外運動実施日において、集団運動させることに処遇上支障がない者の中から、希望する被収容者を1室最大4名までとし、共同運動場において実施する。

9 留意事項

(1) 共通（屋外・屋内）

ア 以下の行為は禁止とする。

(ア) 大声や騒音を発する行為

(イ) 指立て伏せやバク転など、けが等をする可能性がある危険な運動

(ウ) シャドーボクシング、キックボクシングなどの攻撃的な運動

(エ) 各運動場や居室内の構造物や設備のほか、備品や貸与品を使用した運動

(オ) 職員の視察が困難な場所、体勢で行う運動

(カ) 腹筋と称して横臥状態にいること

イ 運動実施前には、十分な準備体操を行わせ、運動中の負傷防止に努めさせること。

ウ 衣服等は正しく着装させ、靴のかかとを踏んだり、上半身裸体にさせないこと。

(2) 屋外運動実施時

ア 対象者による物品の不正な持出し又は持込みを防止する観点から、運動場への連行開始前及び運動終了後の居室入室時において、確実に身体着衣検査を実施すること。

イ 連行中の対象者による交談、居室内への合図等について、厳に取り締まること。

ウ 共同運動場内を歩行又はランニングする場合には、それぞれ定められた区画内を反時計回りで周回させ、原則、交談は、厳に取り締まること。

エ 警備係又は運動入浴係は、別途定める「運動・入浴実施記録」に対象者

の運動実施状況を記録すること。

オ 屋外運動を辞退した者の動作要領については、同時間帯の居室内運動は認めず、作業を実施させる等、個々の対象者に応じた動作時限のとおりとすること。

カ 対象者の用便については、屋外運動の前後に済ませるよう指導すること。

また、運動中の対象者から用便等の申出があった場合には、他の対象者の戒護に支障が生じることがないように、必要に応じて応援職員を依頼の上、当該対象者の自室に還室して実施させ、還室後の動作要領は屋外運動を辞退した者と同様とし、居室内において残りの運動時間を確保して室内運動をさせること。

キ 裁判出廷、面会、申出による医務診察等の理由で屋外運動を実施する時間帯に在室していない被収容者の動作要領については、屋外運動を辞退した者と同様とすること。また、運動中に当該被収容者の希望により面会等で屋外運動場から連行した被収容者についても、屋外運動を辞退した者と同様とすること。

ク 冬期間中に、屋外で運動を実施する場合は、防寒衣類等を着用させること。

なお、実施期間、貸与する衣類及び使用方法等については別途指示する。

## 10 運動時間

連行時間を除き、30分間とする。